

第6回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 議事要旨

1. 開催概要

日時	平成 28 年 6 月 22 日（水） 14 時 00 分～16 時 00 分
場所	大宮区役所南館 2 階会議室（指導講座室）
出席者	<p>【学識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉大学 理工学研究科 教授 久保田 尚 ・埼玉大学 理工学研究科 准教授 小嶋 文 <p>【交通管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県警察本部 交通規制課 課長 新井 文夫 (代理出席 道路協議課長補佐 佐々木 一郎) (代理出席 道路協議係 丹賀 有紀子) ・大宮警察署 交通課 課長 矢口 順一 (代理出席 交通規制係長 北道 明) <p>【道路管理者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市 建設局 北部建設事務所 所長 染谷 純孝 (代理出席 次長 島村 親文) <p>【沿線自治会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉敷町 1 丁目自治会 会長 関口 彰一 ・吉敷町 3 丁目自治会 会長 横山 好之 ・浅間町 1 丁目自治会 会長 秋山 悦男 ・浅間町 2 丁目自治会 会長 矢内 桂一郎 ・大門町 3 丁目自治会 会長 逸見 裕一 ・仲町 3 丁目自治会 会長 山田 雄俊 ・東町 1 丁目自治会 会長 澤田 好雄 ・下町明美会 会長 岡村 保 <p>【協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氷川の杜まちづくり協議会 会長 小峯 政昭 ・ " 副会長 山田 とも子 ・ " 副会長 本島 紋次郎
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・席次表、委員名簿 ・資料 1 昨年度の取り組みについて ・資料 2 昨年度の協議会の意見と対応について ・資料 3 (仮) 氷川参道周辺交通社会実験の概要について ・資料 4 今後の進め方について ・資料 5 今後のスケジュールについて ・参考資料 1 氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱 ・参考資料 2 第 5 回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 議事要旨 ・参考資料 3 氷川参道周辺地図



2. 議題

発言者	内容
(1) 資料1	昨年度の取り組みについて説明
事務局	～資料1 昨年度の取り組みについて説明～
	・意見なし
(2) 資料2	昨年度の協議会の意見と対応について
事務局	～資料2 昨年度の協議会の意見と対応について説明～
	・意見なし
(3) 資料3	(仮) 氷川参道周辺交通社会実験の概要について
事務局	～資料3 (仮) 氷川参道周辺交通社会実験の概要について説明～
委員	・社会実験中、氷川参道の中区間を通行止めにししないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の24時間自動車交通量調査より、想定以上の交通流が氷川参道を通り抜けていることが確認された。 ・そのため、交通流の受け皿である氷川緑道西通線の相互通行化の整備が完了していない現時点では、中区間を通行止めして実験することは周辺への影響も大きく、実施は困難である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市で実施した一方通行化の社会実験は、3週間実施している。 ・今回の実験は、一つ一つの実験内容の期間が短いため、長く出来ないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・交通運用変更に関しては、交通規制を伴うイベントの影響で、これ以上期間を延ばすことができない。 ・また、狭さく、ハンプの実験に関しては、これ以上期間を伸ばすと、全体の工程が12月の気温の低い季節に入ってしまうため、交通流が変化し、実験に影響することが懸念される。 ・啓発看板の設置に関しては、周知看板の影響と差別化するため、周知時期の前に実施予定としている。 ・以上のことからこの期間が最長かと考えている。
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・一方通行規制変更について、変更気づかず逆向きに走行する人が出る恐れがある。どのような対策を考えているのか。 ・また、周辺の方々も、誤侵入する可能性があるため、十分な注意が必要である。どのような対策を考えているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の住民の方々には、事前に周知チラシを配布し、また一方通行区間には周知看板を設置するなど、周知を徹底する。 ・外部から来る自動車に対しては、周知用および実験時用の看板や標識を設置するなどに対応する予定である。また、実験時には、現行の標識に袋を被せ、新たな標識を設置する。 ・交通規制の切り替え時には、誘導員を配置するなどに対応する。 ・なお、誘導員を配置する期間や場所については、事前に警察と協議をする予定である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・実験③のハンプと狭さくの設置位置が離れており、独立しているため、組み合わせの実験とせず、この期間をハンプに慣れる期間と位置づけてはどうか。 ・一方、実験②狭さくに関する測定日が、狭さく設置2日後に設けているため、狭さくに慣れる期間を設けられていないと考える。

発言者	内容
事務局	・ 8P について、狭さくに慣れていただく期間を設けるため、狭さく c、d について、1 週間から 2 週間に実験期間を延長する。
委員	・ 狭さく a は 2 週間実施しないのか。
事務局	・ ハンプを設置する際、同じ位置にハンプ a を設置する必要があるため、狭さく a は残さない。
座長	・ ハンプの測定は、ハンプ設置後 2 日後に実施するのか。
事務局	・ ハンプの測定は、ハンプに慣れてもらう必要があるため、1 週間以上期間を置いて実施する。
委員	・ 右折禁止の設置位置の直前まで気がつかない人にとっては、危険ではないのか。 ・ 特に、沿道の方々は南大通東線に出るのに、この交差点を使うことも想定される。
事務局	・ 右折車両が迂回等を行えるように、ラバーポール設置位置の手前に周知看板を設置するなど対応する。
委員	・ 右折禁止で用いるラバーポールは、間隔によって、バイクや自転車が間をすり抜ける可能性がある。逆に、設置幅が狭いと、無理やり右折する自動車が出てくる可能性がある。 ・ ラバーポールの設置間隔や設置延長などは細かく検討する必要がある。
事務局	・ 設置間隔や設置延長などについては、詳細に検討する。
委員	・ 一方通行規制や右折禁止の実験については、周辺住民への周知を徹底して欲しい。
事務局	・ お知らせ文の配布、自治会回覧版、周知看板の設置など周知活動を徹底する。
座長	・ 細かな社会実験内容は、次回協議会にて報告すること。
(4) 資料 4 今後の進め方について	
事務局	～資料 4 今後の進め方の 1. 歩行者専用化に向けた基本的な考え方、 2. 歩行者専用方法の比較について説明～
委員	・ 道路交通法の規制には、歩行者用道路での規制と、歩行者自転車用道路の規制がある。 ・ 歩行者自転車用道路の場合は、自転車は、許可を取らずに通行可能である。一方、歩行者用道路の場合は、自転車は原則通行禁止である。 ・ 自動車・バイクについては、どちらの場合も許可を取らないと通行できない。 ・ 許可を取るためには運転手と車両を特定する必要があるため、通常運転免許証と車検証のコピーが必要である。また原則、氷川参道に面している住民・事業者のみが対象となる。
委員	・ 氷川参道沿道にて商売をしている人は、店舗と自宅の住所が異なる場合や、目的を分けて車種を変更する場合がある。 ・ また、氷川参道沿道の住民は、住民票が実際に住んでいるところと異なる場合がある。 ・ これらの場合は許可を取ることはできるのか。
委員	・ 住民票と実際に住んでいる住所が異なる場合は、公共料金の領収書や郵便物等など、他に証明できるものがあれば可能である。 ・ たとえば、スクールゾーン内の学校の先生が通勤に自動車を用いる場

発言者	内容
	<p>合は、学校から申請してもらうことで対応可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、社用車を通勤目的で使用するのであれば、会社から申請してもらうことで対応可能である。 ・複数の車両の許可をもらうことは可能だが、1台につき許可証が1枚必要になる。 ・状況によって異なるため、その都度、連絡をしていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・この通行止めの方法は、氷川参道の中区間のみの話なのか、全区間の話なのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は氷川参道の中区間のみの話であるが、今後は、全区間を一体的に考えて検討することが望ましいと考える。 ・また、通行止めの手法についても、全区間を統一した方が良いと考えるが、幹線道路である南大通東線以北・以南では、地域の特性が異なるため、通行止めの手法も異なる可能性はあると考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・中区間の通行止めを北区間に延伸するのであれば、今の時点で、良く考えて通行止めの手法を決めないといけない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入車両に配慮すると、氷川参道の北区間・中区間は沿道に事業所などがあり、搬入が発生する恐れがある。道路法に基づく歩行者専用道路にしてしまうと原則、搬入する車両には進入許可が出せなくなるため、この場所での適用は難しいと想定される。 ・また、氷川参道の南区間は駐車場が多く立地しているが、搬入車両は少なく、歩行者専用道路への変更の可能性は考え得る。
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・通行止めの手法については、最終的に埼玉県公安委員会が決定するが、協議会内においても、これからも議論を深めていきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・友人などの車両の通行は、直前に許可を取ることはできず、前々から警察に許可を取らなければならないため、注意が必要である。
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法と道路交通法双方で規制する歩行者専用道路であると通行の規制に幅がないため今回の氷川参道の交通規制の手法としては不相当ではないかと考えられる。 ・規制対象に幅のある道路交通法のみで規制する歩行者専用化を前提に議論を進めるべきであると考えているが、委員の皆さんはいかがか。
全委員	<ul style="list-style-type: none"> ・了承
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・（道路交通法のみで網をかける）歩行者専用化を前提に検討を進めることとする。ただし、許可車両の対象や時間規制の実施の有無など、詳細な内容は今後議論する。
事務局	<p style="text-align: center;">～資料4 今後の進め方の、 3. 入口部分の車両通行止めの方法について説明～</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・車止め方法については、時間帯規制実施時と終日通行止め時で異なるのではないかと。その方法によってまた議論しなおしたい。警察としては今の段階でこれが良いとはいえない。
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・この議論については、時間帯規制とするのか、許可車両の対象が何台あるのかなど条件により変わってくる。 ・新潟市では許可車両制に、許可車両に通過用のリモコンを配布している。 ・また、国土交通省では、ETCと連動したソフトライジングボラードも開発中である。 ・この技術を活用すれば、リモコンの操作なども不要となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・氷川参道の中区間が通行止めになった場合、氷川神社までのカーナビのルートは、中区間利用をしないようになるのか。 ・倉敷の事例についても、カーナビの誘導により、自動車の進入があっ

発言者	内容
	たのではないのか。
座 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制が指定された段階で、カーナビへも反映されるはずである。 ・ 倉敷の事例もカーナビに反映されているが、車止めが無いため、知らずに自動車が誤侵入しているのではないのか。 ・ 倉敷の事例を踏まえると、標識のみの設置では、守られない可能性もある。 ・ そのため、何かしらの構造物を道路上に設置していく案でよいのではないのか。
	～委員了承～
座 長	・ ソフトライジングボードに関しては、埼玉大学に設置してあるため、お越し頂ければ、昇降している場面をお見せできる。
(5) 資料5 今後のスケジュールについて	
事務局	～資料5 今後のスケジュールについて説明～
	・ 意見なし

以上